



○長野県告示第649号

平成14年11月7日専決処分した平成14年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成14年12月26日

長野県知事 田中 康夫

平成14年度長野県一般会計補正予算(第4号)

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税	2603億 33万9千円	1099万9千円	2603億133万8千円
14 諸収入	967億3548万8千円	2980万2千円	967億6529万 円
歳入合計	1兆 86億6771万7千円	4080万1千円	1兆 87億 851万8千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 生活環境費	54億7155万4千円	4080万1千円	55億1235万5千円
歳出合計	1兆 86億6771万7千円	4080万1千円	1兆 87億 851万8千円

財政改革課

長野県知事 田中 康夫

○長野県告示第650号

平成14年12月20日成立した平成14年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成14年12月26日

平成14年度長野県一般会計補正予算(第5号)

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
4 地方特例交付金	14億5000万円	3億7733万1千円	18億2733万1千円
9 国庫支出金	1791億9069万円	8758万3千円	1792億7827万3千円
10 財産収入	23億8605万1千円	3億5318万6千円	27億3923万7千円
12 繰入金	416億9028万2千円	5810万6千円	417億4838万8千円
14 諸収入	967億6529万円	2億6572万8千円	970億3101万8千円
歳入合計	1兆 87億 851万8千円	11億4193万4千円	1兆 98億5045万2千円

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	381億 9万2千円	3億3167万6千円	384億3176万8千円
4 衛生費	210億6713万6千円	1114万1千円	210億7827万8千円
5 労働費	75億3945万9千円	1920万4千円	75億5866万3千円
6 生活環境費	55億1235万5千円	980万6千円	55億2216万1千円

8	商工費	762億6548万7千円	7億5088万4千円	770億1637万1千円
9	土木費	1780億5712万4千円	2811万円	1780億8523万4千円
10	警察費	454億528万7千円	3565万7千円	454億4094万4千円
11	教育費	2146億1908万7千円	4454万4千円	2145億7454万3千円
	歳出合計	1兆87億851万8千円	11億4193万4千円	1兆98億5045万2千円
2	債務負担行為補正			
	新行政改革プロセス構築事業ほか3件	限度額	3億254万4千円	
平成14年度長野県企業特別会計補正予算				
会	計	名	既決予定額	補正予定額
観光施設事業会計(第1号)			13億9061万円	4億8400万円
				計
				18億7461万円

財政改革課

○長野県告示第651号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年12月26日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

中野市大字間山字道光499、500、504から506まで、510、511、512のロ、1924から1928まで、1929の2、1930、1932から1940まで、1941の1、1941の3、1942から1962まで、字入畑532、532の2、534、539のロ、540、東筑摩郡四賀村大字金山町字与助谷219から225まで、字入高松226から229まで、271の1から271の3まで、271の6、271の12から271の14まで、271の21、271の24、271の25、271のイの2から271のイの5まで、271のイの7から271のイの11まで、271のイの15から271のイの20まで、271のイの22、271のイの23、271のロ、271のハ、271のニ、271のホ、271のヘ、271のチ、271のル、字ふけ230、字棒杭原231から233まで、字入西平234、235の1、235のロ、236、字前西平237から239まで、字荏畑240から244まで、字丸山沢272の1、272の3、272の4、272の7から272の12まで、272の14、272の15、272の23、272のイの1から272のイの3まで、272のイの5から272のイの7まで、272のイの12、272のイの13、272のイの16から272のイの22まで、272のイの24、272のイの25、272のロ、272のニ、272のホ、272のヘ、272のト、272のリ、272のヌ、272のル、272のヲ、272のカ、272のヨ、272のタ、272のレ、272のソ、272のツ、272のナ、272のム、272のウ、272のキ、272のノ、272のオ、272のマ、272のフ、272のコ、272のエ、大字殿野入字与助谷797から813まで、字入高松814から816まで、字ふけ817から819まで、820の1、820の2、字棒杭原821、822、841から843まで、字入西平823から831まで、字前西平832から836まで、字西平837から840まで、字荏畑844から854まで

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

北安曇郡八坂村字鳥中渡3228、3231、3233のロ、字滝下3269、3270の1、3271の1、3278の1、3279の1、字大滝3274の1、3275、3275の2、3276のイ、3277、字かるふじ4008の1、4008の5、4009の3、4010の1、4041、4042、字瀬ノ入4011、4012、4014の1、4015

(2) 指定の目的

落石の危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課並びに中野市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第652号

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定予定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲示した。

平成14年12月26日

長野県知事 田中康夫

保安林指定予定通知の内容（要旨）

- 1 土砂の流出の防備のため保安林に指定する予定であること。
- 2 保安林に指定した後において、当該森林について指定する予定の立木の伐採の方法及び限度について定めたこと。

保安林予定森林の所在場所	所在の不明な森林所有者氏名
上水内郡信州新町大字越道字大林日影2681、2683のイ、字地徳3674の1、3674の2、3674のロ、3675のイ	鎌田重利
上水内郡小川村大字瀬戸川字宮之入4723	西澤利久

森林保全課

○長野県告示第653号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定により県が実施した公共下水道工事の一部は、次のとおり完了しました。

平成14年12月26日

長野県知事 田中康夫

- 1 公共下水道の名称
大桑村特定環境保全公共下水道
- 2 工事の区域又は区間
 - (1) 幹線管渠きよ
 - ア 名称
野尻幹線
 - イ 工事の区間
木曾郡大桑村大字野尻2756番地1地先から2787番地1地先まで
 - (2) 終末処理場
 - ア 名称
野尻浄化センター
 - イ 工事の区域
木曾郡大桑村大字野尻2756番地1、2756番地2、2754番地1、2762番地、2752番地、2590番地2、2790番地1、2750番地、2788番地及び2787番地1
- 3 工事の内容

幹線管渠^{きょ}及び終末処理場(場内整備を除く。)

- 4 工事の一部完了の日
平成14年12月10日

下水道課

○長野県告示第654号

道路の路線名を次のとおり変更する。その関係図面は、告示の日から平成15年1月8日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県豊科建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年12月26日

長野県知事 田中康夫

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1 道路の種類 | 県道(一般県道) |
| 2 国土交通省整理番号 | 162 |
| 3 新路線名 | 柏矢町田沢 ^{はくやちょうたざわ} 停車場線 |
| 4 旧路線名 | 柏矢丁田沢停車場線 |

道路維持課

○長野県告示第655号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成15年1月10日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県中野建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年12月26日

長野県知事 田中康夫

- 1 路線名 中野飯山線
- 2 供用を開始する区間
中野市大字岩井字西川原993番の6地先から
中野市大字岩井字西川原1886番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成14年12月30日

道路維持課